

## 役員が企業型確定拠出年金に加入する時期には注意する

### 企業型確定拠出年金のメリットとは？

企業型確定拠出年金（企業型 DC）では、会社が役員や従業員の年金口座に掛金を毎月積み立てるのですが、その役員や従業員が自ら運用先を選ぶのです。そのため、会社は退職金の積立てに伴う運用リスクを回避できるというメリットがあります。

導入方法としては、会社が給与とは別に追加で掛金を負担することで一律に加入させる方法と給与の一部を減額して掛金に変えた人だけを加入させる方法があります。後者の方法であれば、会社の追加の負担がなく導入しやすいと言えます。ただし、会社が一方的に決めるのではなく、労使協議を行った上で合意することが前提となります。それでも、給与の一部を掛金に変更して企業型 DC に加入した役員や従業員にとっても、3つのメリットがあります。

1つ目は、役員や従業員の給与の一部が、企業型 DC の掛金に変わることで、その部分は給与とはみなされないことになり、税金と社会保険料の対象から外れるのです。

2つ目は、役員や従業員が企業型 DC の運用で得た利益は全額、非課税となることです。一般的に個人が金融商品で運用すると、その利益に対しては 20.315% の所得税及び住民税がかかりますが、それがかからないのです。

3つ目は、企業型 DC によって積み立てた年金資産は 60 歳以降、役員や従業員の選択により、一時金または年金の形式で受け取ることができます。このとき、一時金であれば退職所得控除が使えて、かつ退職所得とみなされます。年金であっても公的年金等控除が受けられます。これにより、受け取るときにも税金がかなり軽減されることになるのです。

### 役員は掛金は給与と認められない

それほどのメリットがあるならば、給与のうち生活費で使わない分は、全額を企業型 DC の掛金に変えた

いと考えるかもしれませんが、次の表のように上限金額は決まっています。

厚生年金基金、確定給付企業年金など他の企業年金がある場合	月額 27,500 円
上記以外	月額 55,000 円

例えば、月額 100 万円の役員報酬を受け取っている役員が月額 945,000 円の役員報酬と 55,000 円の掛金に分けたとすれば、掛金に対する税金と社会保険料はゼロとなります。ところが、役員報酬は、原則として今期の株主総会から翌期の株主総会まで同額としなければ、同額でない部分は会社の経費として認められないのです。これを定期同額給与と呼びます。

では、役員が期の途中で企業型 DC に加入して、役員報酬の一部を掛金に変更した場合でも、この定期同額給与の要件を満たすことになるのでしょうか？

実は法人税法上、企業型 DC の掛金は役員報酬から除くとされているため、期の途中で役員報酬の一部を掛金に変更すると、その部分は定期同額給与の要件を満たせなくなるのです。

### 実務的には、どうすればよいのか？

この事態を避けるために、実務的には下記の 2 つの方法のどちらかで、対応することになります。

①役員のみ加入する時期をずらす

従業員の給与は定期同額給与でなくてもよく、できるだけ早くから企業型 DC に加入した方が得です。そこで、従業員だけ先に加入しておき、役員だけは翌期の株主総会で役員報酬を改定する時期に合わせて、加入するという方法が考えられます。

②役員報酬を減額しない

役員が期の途中で企業型 DC に加入するならば、役員報酬については金額を減額せずに、会社が追加で企業型 DC の掛金を負担する方法が考えられます。

## 2024 年 3 月 ～お仕事備忘録～

4 月から新入社員を受け入れる事業者は、人事担当者が忙しくなる時期です。社内のコミュニケーションを強化し、調整しながら進めましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょう。

### 時間外労働の上限規制の猶予期間終了

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師については、時間外労働の上限の適用が猶予されていましたが、その猶予期間が終了し、2024 年 4 月より時間外労働の上限が適用されることとなります。

### 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4 月 1 日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4 月 15 日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

### 社会保険料の変更

社会保険料の料率改定の時期になりました。2024 年度は労災保険率も改定されますのでご注意ください。雇用保険料率の変更はありません。協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3 月分（4 月納付分）からの適用となります。介護保険料率は引き下げとなります。

### 5 月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

連休明けはバタバタしがちです。

特に、毎月 10 日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4 月中に納付の準備をしておくようにしましょう。

## セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！  
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！  
幹部と一緒に作る！！

## 経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！  
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えます！  
◎何でも質問 OK です！

日程 2023 年 04 月 15 日(月)

時間 10 時～17 時（受付 9 時 45 分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円（税抜）【定員 5 社様】

\*おひとり様追加毎に +5,000 円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山  
申し込みフォーム：

[https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibLyPjigL\\_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibLyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit)



## 事務所紹介

# HAPPY BIRTHDAY

\*3月4日(月)

3 月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や職員の日常を紹介しています！  
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



## プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : soumu@ideasoken.jp